



大報 おおわしめ

児童手当の支給範囲 義務教育終了前に拡大

該当者は認定、改定請求を早めに

四月一日から実施

児童手当制度は、児童を養育する人に児童手当を支給し、家庭生活の安定と、次代の社会をなう児童の健全育成、資質向上を図ることを目的として、昭和四十七年一月に発足しました。しかしながら、当初は第三子以降の五歳未満児を対象とし、昭和四十八年四月一日からは十歳未満にと支給範囲が制約されていましたが、本年四月一日から完全実施を行うことになりました。完全実施になると義務教育終了前の十八歳未満で第三子以降の児童は全て支給対象となります。

児童手当を受けることができる人は

児童手当は、昭和四十九年四月から日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されます。

①十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童であること。

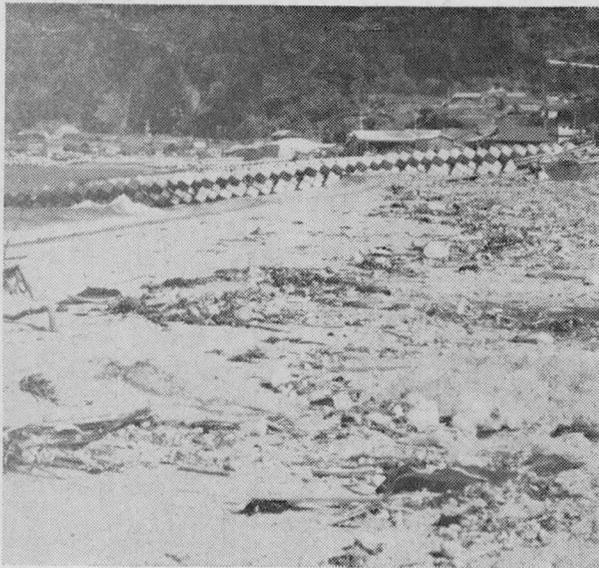
これまで、三人以上の児童のうち昭和四十八年四月一日現在で十歳未満の児童（昭和三十八年四月二日以後に

生まれた児童）がいることが必要でしたが、ことしの四月からはその範囲がひろがって三人以上の児童のうち、義務教育終了前の児童（中学校を卒業するまでの児童）がいれば支給されるようになります。

なお、盲、ろう、養護学校の中学部に在学する児童や就学義務を免除または猶了されている児童については、十八歳未満であれば義務教育終了前の児童に含まれます。

②その人の収入が一定額（たとえば、扶養親族五人の場合二十六万八千円。この額は、六月から引上げられる予定）に満たないこと。

なお、以上のように児童の範囲がひろがりますので、現在児童手当の支給を受けている人でも、四月から支給額が二分あるいは三分とふえる人があるかと思われる。また、この児童手当は各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給され



海岸はこどもの遊び場としても貴重なところ
みんなできれいにしたいものです。

ます。

児童手当の額は

児童手当の月額額は、三人以上の児童のうち出生順に数えて三人目以降で、義務教育終了前の児童一人につき三千円です。

支給を受けるための手続きは

新たに該当する人や現在支給を受けていて、さらに対象児童が増える人は、すぐ請求の手続きをしてください。もし、その手続きが四月以後

になりますと四月分からの支給を受けることができなくなり、請求をした月の翌月からとなります。おそくとも三月中にいたしましょう。

認定、改定請求書は現在役場福祉係で受付けています。なお、公務員や三公社に勤めている方は、勤め先に申し出てください。支給の方法は、毎年度六月、十月、二月の三回に分けて、それぞれ前月までの分を支払います。

この制度について、不明な点がありましたら役場福祉係へお問い合わせください。

やめよう！

道路ばた・海岸への投棄

環境パトロールから

町と鹿屋保健所では、さる一月二十五日町婦人会代表、部落長代表と一緒に町内の環境パトロールを実施しました。これは、最近わたくしたちのまわりの河川、海岸などにゴミが捨てられ生活環境が非常に悪くなっていることに伴って実施されたものです。

町としても、昨年から増大するゴミ処理を円滑にするため、田代町と共同して田代町内に大規模なゴミ処理場をつくりました。そして、集取車によって各家庭のゴミは指定日に集取しているところですが、町民の方々におかれましては、必ず必ず不燃物と燃焼物を分離して集取場に出していただくことすべて町のごみ集取車が集取していません。自分の家で処理できない方は必ず集取場に出すことを心掛けていただくと河川、海岸

こんなところにごみ



行事予定

- 2月22日・所得税確定申告記載指導説明会、町青少年団体育成連協結成式（於町公民館）
- 2月23日・町休協弓道大会（於弓道場）
- 2月24日・郡青協駅伝大会（田代・東串良間）
- 2月26日・和牛登録検査（於花ノ木）
- 2月25日・28日・所得税納税相談（於役場会議室）
- 2月28日・献血（於役場前）
- 3月4日・5日・所得税納税相談日（於役場会議室）
- 3月6日・郡植樹祭（於才原帰山で）
- 3月12日・定例町議会
- 3月16日・町内中学校卒業式

(消費生活に)
節約

ちよつとした節約が
国民全体では膨大な節約に

アラブ産油国の石油生産の削減とこれに伴う輸出の減少に始まった石油危機は、わが国にも深刻な影響を及ぼしました。
高度に発達した現代産業の原料として、エネルギー源としての石油依存率は極めて高く、生活必需品の中に占める石油製品の割合も少なくありません。
この石油危機は多少緩和される傾向にあるとはいへ、今後、楽観は許されず、私たちは厳しい現実の前に立たされていると言えます。
したがって、消費者である私たちが、考えなければならぬことは、まず、身近な消費節約からです。つまり、過剰消費をどう抑制するかという事です。
不要不急の物は買控えるという日常の買物における節約

から始まって、電気、ガス、ガソリンなどエネルギーの節約という社会的節約に至るまで私たちにできることがたくさんあります。
たとえば、瞬間受像式のカラーテレビはスイッチを切っても常時五アンペア程度の電流が流れているので、見ないときにはコンセントを抜くとかガス風呂の種火をつけっぱなしにしないことなどです。
これらは家計に直接影響するプラス面はそれほど大きいものではありませんが、これを国民全部、国民全体が実行すると、そのエネルギーの節約はほう大なものになります。
すなわち、今こそ私たちは物を大事にし、節約するということを目前の家計への影響という狭い意味だけでなく、もっと広い視野の中でとらえ消費物資も、エネルギー資源も、もっと大切に利用することに心がけましょう。

ことしも、所得税の確定申告と納税をしていただく期間がまいりました。
確定申告が必要と思われる方には、申告用紙をお送りしていますが、税務署、役場にも用意してありますので、申し出てください。

ことしから申告書は自分で記載

納税相談日

二月二十五日～二十八日
三月四日～五日

所得 税
確定 申告

特に本年から申告書は自分で記載していただくこととなりますので、税務署では次の日程で「所得税確定申告書記載指導説明会」を開催します。
確定申告書の記載について疑問のある方は、ぜひこの機会を利用して記載要領

の日に申告書を提出できない方は、三月十五日までに税務署に提出してください。(郵送可)
所得税の確定申告書を税務署に提出した方は、住民税や事業税の申告書は出さなくてもよいことになっていきますので申し添えます。

※確定申告書記載指導説明会
とき 二月二十二日午後一時三十分から
ところ 大根占町公民館
※確定申告納税相談日
とき 二月二十五日から二十八日まで、
役場会議室

手まめに消そう
不要な電気



町県民税申告
交通災害共済
国保保険証検認

受付開始

三月一日～二十六日まで

町では、次の日程で昭和四十九年度町県民税申告受付並びに交通災害共済、国民健康保険証の検認受付を行うことになりました。
当日は、印かん、保険証、傷害者手帳、譲渡のあったときは契約書または売渡証書、生命保険掛金領収証、医療費証明書などをご持参ください。なお、交通災害共済へ加入

される方は、一人当り三百六十円の掛金を当日ご持参ください。(昭和四十九年度から新入学児童については、町費で負担することになりましたので、当日該当される方はお申し出ください。)
注、日程はすべて三月です。
1日・午前9時～午後4時
於役場会議室
龍、弓場下

本町でキヌザヤの
現地検討会

現地検討会

農、県経済連共催のキヌザヤえんどう現地検討会が、さる一月二十二日本町でありました。
これは、産地における栽培上の問題点や品種、出荷体制の問題点などについて共に現地で研究し、栽培技術の向上とよりよい販売対策を立てようというものです。

圃地で、農協の当房技師が現場説明、午後からは町公民館で室内検討を行いました。
この検討会で一番問題となったのが、寒害と播種時期、連作害、品種と収量などでありましたが、寒害については播種時期を寒害の起る前に収穫最盛期になるように、また品種については、近い将来南陽地区では統一していこうということでした。また連作害については、今後の研究課題とされました。

- 2日・同 鳥井戸一、二、三区
- 4日・同 木場、大橋上、下
- 5日・於木原公民館 木原、寺前、山ノ口、中西
- 6日・於役場会議室 神之浜一、二区、旭町
- 7日・同 京町、栄町、本町
- 8日・於瀬戸山公民館 瀬戸山、山添
- 9日・於塩屋公民館 塩屋、城ヶ崎
- 11日・午前9時～正后 於六反田公民館 六反田、中園
- 12日・午前10時～午後4時 於元研修館 宮脇、上之宇都
- 12日・午前10時～午後4時 於塩原公民館 松坂、毛下、笹原、志崎
- 13日・同 於半下石公民館 半下石
- 14日・同 於川南公民館
- 15日・同 於安水公民館、安水、白井、大久保
- 16日・午前10時～正后 於厚ヶ瀬公民館 厚ヶ瀬、午後1時～4時 於段中野公民館 段中野
- 18日・午前10時～午後4時 於大尾公民館 大尾、落河、才原、岩元
- 19日・同 於宿利原公民館 宿利原、牧原、協和、笑喜上、下、命苦
- 20日・同 於鳥浜公民館、鳥浜、神川城
- 22日・同 於神川上公民館 神川上
- 23日・同 於神川小学校 神川中、神川新町
- 25日・同 於皆倉公民館 皆倉
- 26日・午前10時～正后 於桜原公民館 桜原、午後1時～4時 於神川中原公民館 神川中原

幼令林 樹高の二分の一 壮令林 樹高の五分の三

今が枝打ちの最適期

森林における良材の生産と下木の生長を促すためには、適期に枝打ちをすることが大事です。

今その最適期であることから、枝打ちの開始時期、程度などについてお知らせします。

開始時期

1 一般に針葉樹では、下枝が接触したとき。(七、八年生ごろから。)

2 生枝のうちから始める。

高さ

1 力枝は大きな節をつくる原因となるので、切り取った方がよい。

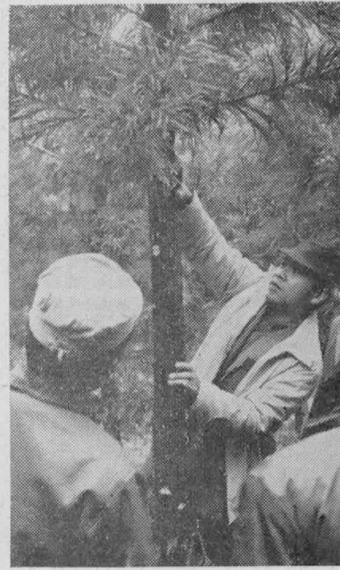
2 柱適角材を生産するためには、最低三メートルの高さまで枝打ちをする。

3 成長に影響のない枝打ちの限度は、幼令林では樹高の二分の一、壮令林では五分の三程度。

回数
十センチ(約三寸五分)四



(前列右から三人目が恩師)



枝の下側に受け口を講習会で

方無節材を生産するには、直径が八センチのところまで毎年枝打ちをするのが理想的ですが、立地条件や労力、経済面の都合から二、三年おきに目的の高さまで打上げのよい。

時期

枝打ちの時期は、成長休止期の早春がよい。

方法

鋭利な刃物または鋸で、

学校を卒業してから五十五年このかた一回も同窓会をしていない。もう子供は自立し孫の守が本業になった。幸い恩師も町内に健在なので、

恩師をかこんで 五十五年ぶりの同窓会

校三年生だった原口キクエさんら十人の級友によるもので女性だけ、このときの先生は鳥浜に住む池水タエ子さん(旧姓竹之内タエ子、七十五才

きるだけ幹に接して切ること下側の幹の皮をむかないように、かつ切り口の表面が平になるようにする。下側に受け口をつくとよい。

留意事項
林縁木(外側)の枝は枝打ちをしない。これは、林内へ

で、半世紀ぶりに実現しためずらしい同窓会です。

現在は、級友のうち約半数が他界し、町内には十数名しかいないというところ。この会のきつかけも、大根占小学校で行なわれた婦人ガン検診会場で、原口キクエさんと落司ヨシエさんが、「もう大部級友も死亡し、少なくなつた。この辺で同窓会をしないともう一生できなくなる」と話し合い二人が発起人となって始まったもの。

この日は、今はなき諸先生方の御霊に黙とう、そして池水先生へ感謝の意を表し、お互いの健康をよるこび合ひました。また、旧姓を互いに呼び合ひ、自分の子供、孫の状況も自己紹介、踊りも披露するなど賑やかな同窓会で終りました。

住

まだ暖房器具は手離せません。ストーブは使いた方を選んだりちよつとした不注意から火災を起すことがあります。木造家屋の多い住宅街では、たばこのすいがらやタキ火の不始末から思いもよらない大火災になることもあります。

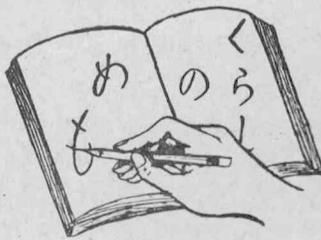
月末から「春の火災予防運動」が始まりますが、まず自分の家からは絶対に火を出さないという心構えを持ちましょう。それに暖房器具の不完全燃焼による中毒にも注意してください。

春は、もうすぐそこまで来ています。

食

二月は一年中でいちばん青野菜が品薄になるときです。しかし、温室野菜はほとんど市場に出回っていますので、

のを選びましょう。モヤシは、一年中ありますがゆですぎず、煮すぎないのがモヤシ料理のコツです。ホウレン草は、青野菜の王様です。野菜不足のこのころたいへん重宝な、しかも栄養価の高いものです。



出盛り期とはまた別な味がたのしめます。

シュンギクは根つきのまま束にしてあるものと、根を落してビニール袋に入れてあるものがありますが、緑が濃くみずみずしく、黄葉のないも

大根占町明るく豊かな町づくり 推進協議会が設立される

推進協議会が設立される

町民の健康で、豊かな、明るい生活と住みよい町づくりを推進しようとして、二月七日、町公民館で「大根占町明るく豊かな町づくり推進協議会」の設立総会がありました。

この協議会は、各校区振興会長、町婦人会長、町社会教育委員長など町内の各種団体機関の代表者三十五名の会員で組織し、生活を明るくする運動、心身をたくましくする運動、郷土を美しくする運動を町民が意欲と連帯感をもって実現して行くよう今後働きかけようというもの。

この日は、同会の会則の審

役員は次のとおりです。
会長 坂元左武郎 副会長 税所篤美、理事 馬場口三義、黒瀬健郎、坂元百子、迫重美、吉永哲郎、大磯政明、満尾醇二、監事 南肇、岩元親

職員を募集

社会福祉法人養浩会

「すずしろの里」

みください。

職種及び採用人員

(満十八才一五十五才、男女共)

事務員、指導員

マツサージセラピスト 若干名

療母及び作業要員 約二十名

炊事要員 三名

給与

地方公務員並

賞与及び退職金

採用決定

面接後十日以内に行ないま

知しませ

申込先

町役場内すずしろの里事務

局(電話二一〇五一)

お知らせ

◎年金

▲再開五年年金加入
対象者の方へ
五年年金のことに
ついては本紙二四八
号でお知らせしまし
たが、加入希望者
の方でまだ手続きを
されてない方は、早
めに手続きを済ませ
ましょう。

対象者 明治三十
九年四月二日から明
治四十四年四月一日までに生
まれた者。
▲老令福祉年金の受給資格者
へ
満七十歳以上の方で老令福
祉年金を現在受給されていな
い方(恩給受給者、所得制限
等による未受給者)は、支給
条件が緩和されていますので
役場住民課年金係へご相談
ください。

▲保険料の納入方について
昭和四十八年度も後一ヶ月
余りとなりましたが、まだ保
険料を納入されていない方は
三月中に納入してください。
四月以降になりますと、納
入人間の生命は血液によっ
てささえられています。
失われた人間の血液は、
人間の血液でしか補うこと
ができません。ぜひあなた

入方法が非常にめんどろにな
ります。
▲「国民年金の歌」の歌詞を
募集
日本国民年金協会では国民
年金の普及に伴い厚生省も協
賛して「国民年金の歌」をつ
くことにし、一般から募集
することにいたしました。応
募要領については、役場住民
課年金係へお問い合わせくださ
い。切は三月末日まで。

◎移動交通事故相談所の開設
県交通安全対策室では、交
通事故による被害者救済のひ
ととして、次のとおり交通
事故相談所を開設いたします
事故でお困りの方は、この
機会にご相談ください。
とき 三月五日午前九時三
十分から午後四時ま
で。

ところ 鹿屋財務事務所(県
合同庁舎内)
◎出かせぎ先で問題があつた
ときは、次のところへ相談し
ましょう
①近くの公共職業安定所また
は労働基準監督署
②名古屋季節移動労働者援護

とき 二月二十八日午前
十時から午後三時
まで
ところ 役場前
なお、献血しておきます

みんなで献血を

献血日 二月二十八日

の健康な血液で、尊い生命
を救ってください。
本町での献血日は、次の
とおりです。みなさんの方
ご協力をお願いします。

と、もし本人、家族、友人
が献血を受ける場合、きれ
いな血液が優先的にもらえ
ます。

相談所 同市中村区下広井町
一ノ二四(愛知県総合雇用
センター内)
②大阪右同、同市北区鬼ヶ野
町九一
④東京右同、東京都台東区東
上野三ノ一四
⑤横浜右同、同市神奈川区台
町六五
⑥東京事務所、東京都千代
田区平河町二ノ四都道府県会
館内
⑦県大阪事務所、同市北区曾
根崎上四ノ二〇大阪駅前第一
ビル九階

電話の申し込みは

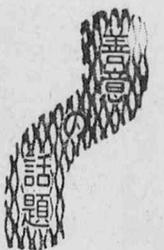
電話局か郵便局へ

～電報電話局から～

いつも電信電話をご利用
いただきありがとうございます
電電公社では、利用者のみな
さまのご要望に応じるため、
毎年できるだけ多くの電話を
取り付ける一方、全国の電話
を一日も早くダイヤル式電話
に切替えるよう計画していま
す。
電話の申し込みにつきましては、
郵便局や電話局の窓口
で加入申込書を提出するだけ
の簡単なものです。
電話を取り付けるとき支払
う費用、電信電話債券代金は
次のとおりで、承諾のとき支
払うことになっていきます。
なお、直接家庭を訪問して
電話の申し込みや架設費用の
払い込みを引き受けるという
て、あらかじめ保証金や手数
料を徴収するものがあります
が、これは、電話局とは一切
関係ありませんので、十分ご
注意ください。

承諾のときお支払いいた
だく費用等(単独電話)
加入料 三百円
設備料 五百円
電信電話債券 八万円
電話債券は、支払う月
によって若干金額が変わります

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません



次のかたがたから、それぞ
れご寄付くださいました。厚
くお礼申し上げます。

- ▲社会福祉協議会へ
(カッコ内は故人)
△川南 金中安雄(シヅカ)
△松坂 松坂末義(スエ)
△神一区 荒瀬直蔵(シナ)
△上之宇都 福岡チヨ(四郎)
△半下石 高山職(イツエ)
▲錦江園(老人ホーム)の
おとしりの方々へ
城元ビーマングループから
ビーマン

本町の事業に

融資

簡易保険

郵便局が取扱っている簡易
生命保険は、国営の唯一の生
命保険制度ですが、一方この
保険金の積立金は、地方公共
団体の事業資金として還元融
資され、本町においても港湾
改修、都市計画街路、学校建
設事業等に多額の融資を受け
ています。

このように、この保険はわ
たくしたちのために役立って
いますので、みなさんがたの
ご利用をお願いします。